第2次 三島市食育基本計画(案)

パブリック・コメント用

平成 24 年 1 月 三 島 市



第1章	章 計画に対する基本的な考え方·····	1
1 2 3 4	計画策定の背景と趣旨 計画の位置づけ 計画の期間 計画の対象	
第2章	食を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	前計画の評価 1)前計画全体の評価	
2	2)前計画基本目標別の評価 三島市の食育の現状と課題	10
(2	1)食育の認知度	.12
		. 13
第3章		14
1	基本目標	14
2 3	長期的な目的(スローガン) 推進主体	17 18
4	推進本系	
5	数値目標	

第4章	取り組みの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
1	食育推進重点プロジェクト	.24
2	目標別取り組み内容	.25
	I 「健康な体を保つ」ために	25
	Ⅱ 「豊かな心を育む」ために	35
	Ⅲ 「食の安全・安心」のために	44
	Ⅳ 「食文化を守り、育てる」ために	51
	V 「環境を未来に引き継ぐ」ために	60
第5章	計画の推進管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
カリギ	可圖的推進官程	00
1	推進体制	.66
2	進行管理	.68
参考資	:料	69
1	食育に関する参考資料	.69
2	策定組織名簿	
3	策定経過	
4	諮問書·答申書	
5	三島市食育基本条例	
6	食育推進都市宣言	
7	スマートウエルネスみしま	
8	用語説明	



計画に対する基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

食は命の源であり、人が生きていくためには欠かせないものです。私たちは、長年にわたる経験の中で、自らに最も適した食を知り、健全な食生活を実践してきました。 それはひとつの文化として、今日まで引き継がれてきました。しかし、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化など社会情勢が大きく変化する中、食習慣の乱れや栄養の偏り、食材の海外依存や安全上の問題、日本型食生活が崩れ始めるといった問題が顕著化してきました。

国では、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、食育を重要課題と位置づけ、平成 17 年に「食育基本法」を施行、平成 18 年には「食育推進基本計画」を策定し、食育を国民的な運動として推進してきました。また、県においても平成 19 年に「静岡県食育推進計画」、平成 23 年に第2次計画である「ふじのくに食育推進計画」を策定、県民運動として食育が推進されています。

しかし、近年においては肥満や生活習慣病の増加をはじめとした食に関する様々な問題が生じており、特に若い世代の食生活に関して栄養の偏りや朝食の欠食などの問題点が指摘されています。

三島市では、平成20年に「三島市食育基本計画」を策定、平成21年4月から「三島市食育基本条例」を施行、平成21年3月に「食育推進都市宣言」を行い、市民が自らの食を考え、食に対する知識や選ぶ力を身に付けられるよう、食育活動を推進してきました。また、あらゆる分野に健康の視点を取り入れる「スマートウエルネスみしま」による持続可能な"健幸"都市づくりに積極的に取り組んでいます。平成23年6月には、食育推進全国大会が三島市で開催され、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の大会として、食の大切さや食の安全に対する取り組みの重要性を再認識する機会となりました。

これらの取り組みの結果、「食育」という言葉は市民に広く浸透してきましたが、一方で市民一人ひとりの食育の実践には課題もみられます。

第2次計画では、これまでの取り組みを踏まえながらも、継続した課題や新たな課題に対応するため、より一層、市民や地域、関係団体と連携し、ライフステージに応じた間断ない食育の展開を強化することを目的に策定するものです。

食育とは

食育とは、国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を、身につけるための学習などの取り組みのことです。 食育基本法では食育を、

①生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの

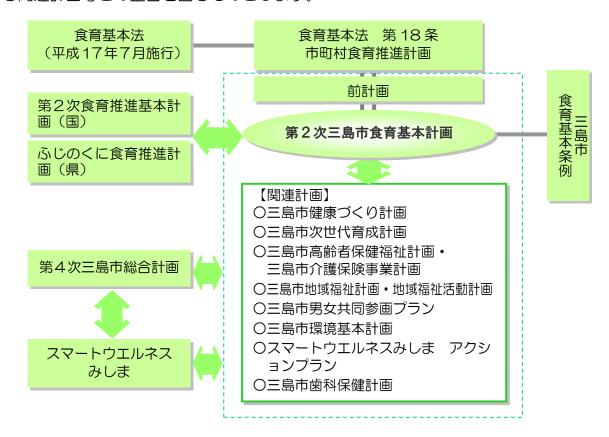
②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

と位置づけています。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画です。

三島市として食育に関する基本的な事項について定めるものであり、三島市における関連計画等との整合を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直します。

年度 32 25 27 33 24 26 28 29 30 31 (2014)(2015)(2016)(2017)(2018)(2019)(2021)第2次食育推進基本計画(国) 玉 ふじのくにの 食育(県) 静岡県 第4次三島市総合計画 三島市 三島市健康づくり計画 第2次三島市食育基本計画 前計画



4 計画の対象

人は、そのライフステージにあった生活が必要であり、食生活や食習慣においても、 長い年月をかけて形成されるものです。そこで、ライフステージごと(胎児期・妊娠 期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期、壮年期、高齢期)の特徴に合わせ、食育を 実践することが重要です。

